2 情 個 第 1 6 号 令和 2 年 7 月 2 8 日

京丹後市教育委員会 教育長 吉岡 喜代和 様

京丹後市情報公開·個人情報保護審査会 会長 曾根 寛

答申書の交付について

京丹後市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

事件番号 令和2年5月27日付け2情個第1号

事 件 名 公文書公開請求に対する令和2年4月7日付け2教育第60号公文書 非公開決定に係る審査請求

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 不服申立ての経緯

- (1) 本件の審査請求人●●●氏(以下「審査請求人」という。)から、京丹後市情報公開条例(以下「公開条例」という。)第6条第1項に基づく公文書公開請求書が令和2年3月24日付けで京丹後市総務部総務課(以下「総務課」という。)に提出され、公開請求書は総務課から実施機関に送付された。
- (2) 実施機関は、令和2年4月7日付2教育第60号により、公開条例第12条第 2項に基づく公文書非公開決定の通知を総務課を介して審査請求人に交付した。
- (3) 審査請求人は、令和2年5月14日付けで、公文書の非公開決定に対して不服 申立てをした。

第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

実施機関は、本件公文書公開請求により公開請求のあった公文書については、公 開条例第7条第1号の非公開情報に該当するとの理由で一部を除き非公開決定した。

これに対し、審査請求人は、本件公文書公開請求により公開を求めた公文書に記載される内容は、審査請求人の未成年の子(以下「未成年者」という。)に関する記載がなされている公文書であるところ、当該公文書には未成年者の個人に関する情報が記載されていることはおおよそ把握しているが、未成年者の保護者に対して、個人情報の提供を拒むことは京丹後市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)第17条第1項及び第2項の趣旨に反する。

保護者に対して、情報公開を行うことが、当該未成年者のどのような権利や利益をどのように害するおそれがあるのか具体的に説明されていない。未成年者以外の個人に関する情報に関しては、黒く上塗りして部分公開をすることが可能であるにもかかわらず、これを行わず非公開とすることは不当である。

また、本件公文書公開請求に対し、非公開決定とすることは、公開条例第1条に規

定する目的「市民の知る権利を保障し、(省略) 市の保有する情報の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進すること」及び保護条例 1 条の趣旨に反する、というものである。

第4 実施機関による公文書非公開の理由説明

- (1)公開条例は、市民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利について定めているが、同条例第7条各号に該当する情報は適用除外とされている。本件請求内容は、同条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に該当するため、非公開とする。
- (2)公開条例に基づく公文書公開請求(以下「公開請求」という。)は、何人も公文書の公開を請求することができると規定されており、公開条例に基づく公文書公開請求では個人に関する情報を公開することはできない。仮に、請求人が、個人に関する情報の本人であっても公開することはできず、保護者であっても同様である。
- (3)請求人が保護条例第17条第1項及び第2項に基づき本請求を求める場合は、 個人情報開示請求権を有すると推測されるが、本件請求は公開条例に基づく請求 であるため、適用すべき条例が異なる。

第5 審査会の判断

(1)公開条例と保護条例の趣旨及び関係性について

公開条例は、公開条例第1条に規定されているとおり「市民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利について定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進することを目的」として制定されている。

そして、公開条例第1条の目的を達成するため、公開条例第5条は「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。」と規定されおり、「市民の知る権利を保障」する目的のため請求権者に制限を設けていない。

他方、公文書公開により個人の権利利益が害されることを防止するため公文書 公開の除外事由を公開条例第7条各号に規定し、これを「非公開情報」とすること で、市民の知る権利等の保護と個人の権利利益の保護の調整を図っているものと 解される。

これに対し、保護条例は第1条に規定されているとおり「この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的」として制定されている。

そして、市の実施機関が保有する個人情報の開示手続については、保護条例第17条第1項において「何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定され、また同条第2項において「前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、実施機関が別に定めるところにより代理人によってすることができる。ただし、未成年者の法定代理人による請求については、合理的理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合に限る。」と規定し、情報公開条例と異なり開示請求者を本人及び代理人に限定し、個人に関する情報が本人及び代理人以外の第三者に開示されることを防止し、もって個人の権利利益の保護を図っている。

前記各条例の制定目的及び公開又は開示手続に関する規定内容を考慮すれば、 公開条例による公文書公開制度と保護条例による個人情報開示制度は、その制定 目的が異なる別個の制度ではあるが、互いに相容れない性質のものではなく、むし ろ相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度と考えられる。

そして、公開条例第7条第1号において個人に関する情報が、非公開情報とされているのは、保護条例で保護しようとしている個人の権利利益と同一の権利利益を保護するためと解され、この点において、両条例は、いわば表裏一体の関係にあるということができる。

(2) 不服申立て理由の検討

確かに、審査請求人が主張するように、保護者が未成年者の法定代理人として、 当該未成年者に係る個人に関する情報が記載された公文書の公開を求めた場合に、 それが保護者に公開されることよって、同公文書に記載された未成年者の権利利益が侵害されるおそれは少ないものと考えられる。また、そのような場合には、実施機関において個別具体に判断して、公文書の公開を行うことが情報公開条例及び保護条例が制定された目的に適うとする主張にも一定の合理性は認められる。

この点、仮に、京丹後市において情報公開条例のみが制定され、保護条例が制定されていない場合であれば、審査請求人の主張はより説得力を持つものとなる。

しかしながら、前記(1)記載のとおり、個人に関する情報の開示手続については、保護条例第17条第1項及び第2項において、請求者本人及び代理人が、同条例に基づいて自己に関わる個人情報の開示請求を行うことを認めている。

公開条例と保護条例とは前記のとおり制定目的は異なるものの、個人情報に関する公文書の公開という側面ではいわば表裏の関係にあり、しかも、請求者又は代理人からの本人に係る個人情報それ自体の公開請求については、市民の知る権利を保障し、もって市民参加による公正で開かれた市政を推進する目的に資するというよりも、むしろ個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利保護に資する旨の意味合いが強いと考えられることから、請求者又は代理人からの本人の個人に係る情報の開示については、保護条例に基づいてその開示請求を行うことが予定されていると解することが相当である。

したがって、本人又は代理人から本人に係る個人情報の開示請求については、公開条例に基づいて本人から公開請求することは認められていないと解することが相当であり、公開条例及び保護条例の制定目的にも反するものではない。

以上のことから、当該公開請求の対象となった公文書を非公開文書と決定した 実施機関の判断は妥当であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

本件公文書公開請求に係る一連の事務処理を審査する過程において、実施機関から審査請求人への非公開決定に関する説明の不足が見受けられ、結果として、審査請求人に不信感を抱かせること又誤解を招いたことが、本件公文書審査請求に至った主な要因であったと推測できる。

第5(1)記載のとおり、公開条例と保護条例は、相互に補完し合って公の情報の 開示を実現するための制度であるところ、実施機関としては、公開条例の手続におい て本人又は代理人から本人の個人に関する情報公開の請求がなされた場合に、対象 文書を確認した時点において、保護条例に基づき開示請求がなされるべき事案であ ることを把握しているのであるから、請求人に対して、各条例の趣旨及び手続の差異 等何らの説明も行わずに、個人に係る情報であることを理由に非公開決定としたこ とは、請求人に対して、あまりに不親切な対応であったと言わざるを得ない。

今後、教育委員会事務局をはじめ京丹後市の各部局が公開請求の実施機関として、 その事務処理を行う場合は、その運用に関するマニュアルやフローチャート等を通 じ、改めて事務処理の最適化を図り、情報公開請求及び個人情報開示請求、それぞれ の条例の趣旨を十分に認識し、適切な説明に努められることが求められる。

また、将来的には、情報公開手続と個人情報開示手続の事務処理の一本化により、市民にとって利用しやすい手続とすることも検討されることを求め、付言とする。

第7 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審査の経過
Т Д П	金 1 V) 柱 旭
令和2年5月25日	諮問書・弁明書の受理
令和2年6月 1日	審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書 の提出について照会
令和2年6月 9日	審査請求人からの意見書の受理
令和2年6月10日	実施機関に意見書の写しの送付
令和2年7月 9日	審査請求人及び実施機関による口頭意見陳述 審議 (第1回)
令和2年7月17日	審議(第2回) 答申の検討
令和2年7月28日	答申